

◎佐賀県条例第21号

佐賀県県税条例の一部を改正する条例

佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(軽油引取税のみならず課税)</p> <p>第103条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者（輸入をする者にあつては、関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。）に課する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第111条の11の2 略</p>	<p>(軽油引取税のみならず課税)</p> <p>第103条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量（<u>第1号又は第2号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあつては、第109条の18第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。</u>）を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者（輸入をする者にあつては、関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。）に課する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第111条の11の2 略</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 第1項第1号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、<u>運転免許証及び規則</u>で定める書類を提示しなければならない。</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第117条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限の日(法第177条の8に規定する賦課期日(移転登録の申請があつた場合は、当該登録があつた日)後において当該減免の対象となつたものその他知事が認めるものについては、当該賦課期日の属する年度の2月末日)までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては当該証紙徴収の方法によって税金を納付することとされている際(納付後において当該減免の対象となつたものその他知事が認めるものについては、当該納付した日の属する年度の2月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項及び第142条の11第3項において「<u>運転免許証</u>」という。)及び規則で定める書類を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 第1項第1号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、規則で定める書類を提示しなければならない。</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第117条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限の日(法第177条の8に規定する賦課期日(移転登録の申請があつた場合は、当該登録があつた日)後において当該減免の対象となつたものその他知事が認めるものについては、当該賦課期日の属する年度の2月末日)までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては当該証紙徴収の方法によって税金を納付することとされている際(納付後において当該減免の対象となつたものその他知事が認めるものについては、当該納付した日の属する年度の2月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「<u>運転免許証</u>」という。)その他の第4号に掲げる事項を証するに足る資料及び規則で定める書類を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u></p>

改正前	改正後
<p>(5)・(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p>(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)</p> <p>第18条の9 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第110条の2第3項に規定する新規登録(以下この条から附則第19条の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が<u>令和7年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から1,000万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が<u>令和7年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から650万円(乗車定員30人以上の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供</p>	<p>(5)・(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p>(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)</p> <p>第18条の9 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第110条の2第3項に規定する新規登録(以下この条から附則第19条の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が<u>令和9年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から1,000万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が<u>令和9年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から650万円(乗車定員30人以上の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供</p>

改正前	改正後
<p>する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。）にあっては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等にあっては200万円とする。）を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が<u>令和7年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から100万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。次項及び第6項において同じ。）であって、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきも</u></p>	<p>する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。）にあっては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等にあっては200万円とする。）を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が<u>令和9年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から100万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>のとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から350万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p><u>5 車両総重量が8トンを超えるトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p><u>6 乗用車（施行規則で定めるものに限る。）、バス（施行規則で定めるものに限る。）又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を</u></p>	<p><u>4 乗用車（施行規則で定めるものに限る。）、バス（施行規則で定めるものに限る。）又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）が3.5トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）であって、同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御</u></p>

改正前	改正後
<p>控除して得た額」とする。</p> <p><u>7</u> 略</p>	<p>装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が<u>令和9年3月31日</u>までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。</p> <p><u>5</u> 略</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第117条第2項の改正規定（「及び第142条の11第3項」を削る部分に限る。） 公布の日
- (2) 第111条の11の2第3項の改正規定及び第117条第2項の改正規定（「及び第142条の11第3項」を削る部分を除く。） 令和7年3月24日
- (3) 附則第18条の9の改正規定及び附則第3条の規定 規則で定める日
（軽油引取税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の佐賀県県税条例第103条第1項（第1号、第2号及び第5号の部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例に関する経過措置）

第3条 令和6年4月30日までに取得されたこの条例による改正前の佐賀県県税条例附則第18条の9第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。